

勤務医の負担の軽減および処遇の改善に資する計画

大項目	小項目	2024年1月時点 実施内容
<p style="text-align: center;">医師と医療関係職種、 医療関係職種と事務職員等における役割分担</p>	手技の移管	看護職員により採血等を行っている
		看護職員によりルート確保を行っている
	診療支援	看護職員・事務職員などにより問診票を作成している
		入院決定後、看護職員・事務職員などにより入院説明を実施している
		看護職員により検査手順の説明を行っている
		薬剤師により服薬指導を実施している
医師事務作業補助者により、診断書等の代行作成を行っている		
<p style="text-align: center;">勤務体制に関する取り組み</p>	当直の負担軽減	当直を担当する曜日を限定し、連続当直がないようにしている
		当直翌日午後は帰宅とし、外来診療を含めて勤務免除している
		外部医師の当直担当曜日を拡大し、勤務医の頻度を減らしている
	勤務時間の負担軽減	手術前日に当直とならないよう、当直予定の作成時に配慮している
		育児短時間制度の推進（使用実績あり）
		午後の外来診療時間を1時間前倒し（14～17時）した
		医師の勤務時間を9:00～18:00 → 8:30～17:30に変更する
		有給休暇を1時間単位で取得できるよう制度を新設した 終業以降の外来・病棟業務は当直医師の担当とし、終業時間を明確にすることで、翌日始業まで一定時間の休憩が確保されている